

経済産業省令第百十三号

特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第六十八条の三十第二項の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年十一月十三日

経済産業大臣 平沼 赳夫

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（個別手数料の納付期間）

第十五条の二 商標法第六十八条の三十第二項の経済産業省令で定める期間は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三月とする。

附 則

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。